

令和7年度尼崎市立保育所医療的ケア児の看護業務に係る労働者派遣業務委託
プロポーザル実施要項

1 趣旨

尼崎市立保育所3所（北難波・大西・塚口）において、医療的ケア児に対する看護行為に十分な知識と経験のある看護師等を配置し医療的ケアを行うことで、安心、安全に保育所生活を送ることができるように支援体制を整備する必要がある。

上記のような状況を鑑み、安定した医療的ケアを実施するための体制を確保するため、公募型プロポーザル方式により複数年契約を可能とする事業者を募集し決定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度尼崎市立保育所医療的ケア児の看護業務に係る労働者派遣業務委託

(2) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする（単年度契約）。

翌年度以降の契約については、契約の履行状況の評価を行い、良好であり継続して契約することが妥当と判断された場合に、当該年度の予算額の範囲において、引き続き契約を行うこととする。ただし、令和7年度を含めた3年間で限度とする。

(3) 業務内容

別紙「令和7年度尼崎市立保育所医療的ケア児の看護業務に係る労働者派遣業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 予算額について

本プロポーザルにおける提案限度額は、18,757,200円（消費税及び地方消費税を含む）とする（232日×7時間×3所）。なお、提案限度額は、予算額と同額とは限らない。

この尼崎市立保育所医療的ケア児の看護業務に係る労働者派遣は、同業務の令和7年度予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は同業務を実施せず、また、これに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合、尼崎市ではその損害において負担しないこととする。

3 参加条件等

参加条件等は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

ア 尼崎市において対象事業の令和7年度入札参加資格を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。

ウ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。

エ 法人格を有し、労働者派遣事業を行うための、厚生労働大臣の許可を既に取得しており、且つ、本派遣業務を円滑に遂行できること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づ

く更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

カ 本業務に関わる者（看護師等本人を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

キ 本業務に関わる者（看護師等本人を含む）は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めていること。

ク 本市の指定する仕様書に基づく、尼崎市立保育所医療的ケア児の看護業務に係る労働者派遣を実施できること。

ケ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

コ 国税、地方税を完納している者であること。

4 プロポーザルの提出書類

次に示す書類を提出すること。また、本要項に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

(1) プロポーザル応募申請書

ア （様式1）に従い記入し、記名捺印の上、提出すること。

イ 添付書類（詳細は「様式1」及び本要項P.4の9「その他」(4)「地域経済活性化に係る加点措置」欄を参照）

(2) 企画提案書（各業者で作成したもの）

前上記2「業務の概要」を実現するために貴社が提供できる業務内容等について、以下の項目に基づき記載すること。

ア 申請者の本業務に関する企業理念

イ 申請者の医療的ケア児に関する理解度、研究体制

ウ 申請者の事業方針と事業関連性

エ 看護師等の採用体制

オ 看護師等の研修体制

カ 看護師等の業務実施体制及び管理体制、保育所や保育運営課との連携

キ 危機管理体制

ク 法令遵守体制

(3) 見積書（消費税及び地方消費税除く。派遣人員1人当たりの時間単価を記載すること。）

(4) P（プライバシー）マーク又は ISMS 認証等の取得を確認できる資料を提出すること。

なお、P マーク又は ISMS 認証等の取得を確認できる資料を添付することができない場合は、誓約書（事前確認分）（様式5）を提出すること。

5 提案書等の提出手続きについて

(1) 提出場所

尼崎市子ども青少年局 保育児童部 保育運営課

住所 〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 市役所中館 2 階

電話 (06) 6489-6372 FAX (06) 6489-6373

(2) 提出方法

ア 企画提案書は、A4判型とし、表紙(様式3企画提案書)をつけて10部提出すること。

また、見積書はA4判縦型とし、1部提出すること。

イ これらは郵送または持参すること。

なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く)までに事前連絡の上、持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

(3) 提出期限

令和7年1月24日(金)午後5時まで (プロポーザル応募申請書と添付書類)

令和7年2月6日(木)午後5時まで (企画提案書・見積書・Pマーク取得を確認できる資料もしくは誓約書(事前確認分))

(4) 募集に関する要項等の配布方法

市ホームページにて公表(令和7年1月9日(木)からダウンロード可能)

※応募申請書の提出後、児童のケア内容等について情報提供する。

(5) その他

ア 提案書等は1者につき1案のみ提出すること。

イ 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

ウ 期限までに公募型プロポーザル方式の応募申し込みを行わなかった者及び参加資格がないと認められた者は、当公募型プロポーザル方式に参加できない。

(6) 辞退について

応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入の上、辞退届(様式4)を提出すること。

6 質問・回答について

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書(様式2)に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載し、保育運営課へ電子メール(必要に応じてFAX可。ただしFAXでの質問を行う場合は、送付後に保育運営課に到着確認をすること。)にて送付すること。

なお、質問書の提出期限は、令和7年1月23日(木)午後5時までとする。質問書に対する回答は、令和7年1月31日(金)を目途に回答する。なお、回答書は、本プロポーザルへ応募した全事業者に対して、FAXまたはメールにて送付する。

7 プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和7年2月20日（木） 午後1時30分～

参加業者のプレゼンテーション等の実施時間については、別途通知する。

(2) 実施場所

尼崎市役所 南館地下1階1会議室

(3) プレゼンテーションの方法

企画提案応募者ごとに実施する（説明20分以内、質疑25分程度。説明については20分で打ち切る）。

提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。プロジェクター、スクリーン等を用意するため、ノートパソコン等を持参すること。パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること。また、機器の準備等は説明時間に含まれるので、注意すること。

(4) 出席可能人数

出席者の総数は5名までとする。

8 審査及び選定結果の公表

(1) プロポーザルを特定するための評価は、尼崎市保育運営課で構成する選定会議で企画提案書及びヒアリングにより審査する。

(2) 無効となるプロポーザル

プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。

ア プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

イ プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

ウ 虚偽の内容が記載されている場合。

(3) プロポーザルを提出した全ての業者に対して、選定結果を通知する。

(4) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。

(5) 選定結果については、令和7年3月上旬頃に通知する予定である。また、市ホームページでも公表する。

(6) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

9 その他

(1) プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画提案書その他提出資料については返却しない。

(3) 尼崎市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 尼崎市は、当該派遣契約にあたり、選定された事業者のプロポーザルの内容により拘束は受けないものとする。

なお、地域経済活性化に係る加点措置をする。

市内事業者、準市内事業者からの提案に対しては、地域経済活性化の観点から、一定の加点をする。市内事業者、準市内事業者、市外事業者のいずれに該当するかの判断は、応募申請書の提出時点で行う。

- ・市内事業者 … 尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者
- ・準市内事業者… 尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者
- ・市外事業者 … 市内事業者、準市内事業者以外の事業者

(5) 選考基準について

本業務の受託者の決定にあたっては、「令和7年度尼崎市立保育所医療的ケア児の看護業務に係る労働者派遣業務委託仕様書」を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーション及びヒアリングでの説明、質疑応答に基づき、次の審査項目において審査し、受託候補者の順位付けを行う。

- ア 業務実績（小児医療）
- イ 看護師等の採用システム
- ウ 企業方針
- エ 看護師等の研修体制
- オ 看護師等の業務実施体制及び勤務状況把握と指導
- カ 保育所や保育運営課との連携
- キ 看護師等のサポート体制
- ク 危機管理体制
- ケ コストの考え方（見積価格）

10 契約について

- (1) 選定後、契約候補者は本市と発注業務の使用内容について協議の上、その詳細を決定し、業務の発注準備が整った段階で随意契約により派遣契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。
 - ア 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時までに参加資格を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (3) 契約にあたっては、法令を遵守する。
- (4) 再委託は原則禁止であるが、必要な場合は市と事前に協議すること。

11 プロポーザル実施スケジュール（予定）

| | |
|----------------------------------|--------------------------|
| 令和7年1月9日（木） | 実施要項等の公表 （市ホームページに掲載） |
| 令和7年1月9日（木）～ 令和7年1月23日（木）午後5時 | 質問の受付期間 |
| 令和7年1月24日（金）午後5時 | プロポーザル応募申請書提出期限 |
| 令和7年1月31日（金）頃 | 質問に対する回答 |

| | |
|----------------------|---------------------------|
| 令和7年2月6日(木)午後5時 | 企画提案書提出期限 |
| 令和7年2月20日(木)午後1時30分～ | プレゼンテーション及びヒアリング |
| 令和7年3月上旬 | 結果通知 |
| 令和7年3月上旬以降 | 決定業者と業務の詳細協議 |
| 令和7年3月下旬 | 令和7年度契約締結 (令和7年4月1日契約) |

※ やむを得ない事情により予定を変更する場合は速やかに知らせるもの。

■ 問い合わせ先 ■

尼崎市こども青少年局 保育児童部 保育運営課

(住所) 〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1

(電話) (06) 6489-6372

(FAX) (06) 6489-6373

(E-mail) ama-hoiku-unei@city.amagasaki.hyogo.jp